

作成日;2024,07,03

作成:環境情報専門委員会

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものでは有りません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1委員会報告情報)

1)件名

・REACH 規則の新たな SVHC として 1 物質を追加

2)内容

- ・2024年6月27日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC(高懸念物質)として 以下の1物質の追加について公表した。
 - Bis(α,α-dimethylbenzyl) peroxide (ジクミルパーオキサイド) (生殖毒性) (CAS No. 80-43-3)
- · 今回は第31次で合計241物質になる。
- ・主な用途

スチレンの重合開始剤

PE、EPR、EPDM や合成ゴムの架橋剤、

不飽和ポリエステル樹脂の加熱成形用硬化剤、

ポリマーの難燃助剤など

3) SEAJ コメント

- ・追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、 以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- ・追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4)添付情報・資料

・なし

5)関連情報

• SVHC Ø URL

https://echa.europa.eu/candidate-list-table

6)その他

・なし